

# 答 申 書 ( 案 )

平成27年10月27日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会  
会長 笠原 三紀夫

平成27年9月10日付け環環管第32号をもって諮問のありました「(仮称)ホスピタリティ創学拠点整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 全般的事項

- (1) 事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。
- (2) 工事の実施に際しては、配慮書案に記載の環境配慮事項が確実に実行されるよう、施工業者への指導を十分に行うこと。

### 2 地下水の水質及び水位

建物の基礎工事の方法によっては、周辺地域の地下水に影響を及ぼす可能性があることから、工事計画の検討に当たっては、その点にも留意すること。

### 3 植物

植栽の実施に当たっては、学生の環境教育や病院患者の癒しの観点からも、種の多様性を考慮した植栽を行うこと。